



新規

## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を助成

飼い主のいない猫による鳴き声やふん害、家屋を傷つけたり畑を荒らす、といった苦情、またこのような行為につながる飼い主のいない猫への無責任な「餌やり」に対する苦情が多数寄せられています。

そのような飼い主のいない猫の増加を抑制し、猫による生活環境被害を減少させることを目的として、本市に生息する飼い主のいない猫に、不妊手術または去勢手術を受けさせる活動を行った方に対し、予算の範囲内でその手術費を助成します。



**対象者** 市内に住所を有する方または市内に活動拠点を有する団体で、市税の滞納が無い方

**対象経費** 本市に生息する飼い主のいない猫に、獣医師（獣医師法第3条の免許を受けている者）が行った、不妊手術（卵巣または卵巣および子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術。当該処置が行われたことを判別するため耳にV字型の切り込みを施す処置を含む）または去勢手術（精巣を摘出して生殖を不能にする手術。当該処置が行われたことを判別するため耳にV字型の切り込みを施す処置を含む）に要した費用

**助成額** **不妊手術** 一匹につき10,000円以内 **去勢手術** 一匹につき5,000円以内

▶ 環境課 (☎64・3150)



拡充

## 「定住促進住宅取得奨励金」申請期間を延長

本市への転入促進と転出抑制を目的とした「定住促進住宅取得奨励金」の申請期間を延長します。

**【転入者住宅取得奨励金】** 市外に居住されている方が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に、50万円（1年目30万円、2・3年目各10万円）の奨励金を交付します。

**申請期間** 転入日から1年以内かつ、建物所有権登記完了日から6カ月以内

→ 転入日および建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

**【若者住宅取得奨励金】** 市内に居住されている40歳以下の夫婦等が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に、30万円の奨励金を交付します。

**申請期間** 建物所有権登記完了日から6カ月以内 → 建物所有権登記完了日から1年以内

**申請・問い合わせ先** まちづくり推進課 (☎64・3167) ※対象者、申請方法等については、お問い合わせください。



拡充

## 障害者の日常生活用具給付事業を拡充

在宅で生活する障害者の日常生活を容易にするための用具に対する、給付対象品目等の追加と対象者の範囲を拡充します。

▶ 地域福祉課 (☎64・3204)

**追加する用具等**

①人工内耳用電池

対象品目	基準額	耐用年数
人工内耳用ボタン電池	片耳の場合：2,500円/月 両耳の場合：5,000円/月	3年
人工内耳用充電電池および充電器	片耳の場合：30,000円 両耳の場合：60,000円	

②ストマ用装具（消化器系・尿路系）に係る付属品

次の付属品もストマ用装具に含んで申請が可能となります。

皮膚保護剤、固定用ベルト等用具を体に密着させるもの、剥離剤、ストマ用消臭剤等

**対象者を拡充する用具**

障害者のみの世帯を対象としていた用具について、「障害者のみの世帯」の要件を除外します。

対象者	対象品目	基準額	耐用年数
視覚障害2級以上の身体障害者または18歳以上の重度もしくは最重度知的障害者	電磁調理器	41,000円	6年
聴覚障害2級（日常生活上必要と認められる世帯に限る）の身体障害者	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	10年
視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）の身体障害者	視覚障害者用体温計	9,000円	5年
視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者用体重計	18,000円	5年



新規

## 65歳以上の方へ 補聴器購入費用を補助

聴力機能の低下による認知症の進行や心身の機能低下を予防するため、補聴器の装用が必要と医師に認められた65歳以上の方に対し、補聴器の購入費用の一部を補助します。

**対象者** 次の要件を全て満たす方

- 交付申請時において、市内に住所を有する満65歳以上の方
- 聴覚障害の認定を受けた身体障害者手帳を取得していない方
- 両耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）であって、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用の必要性を認める証明を受けた方
- 令和6年4月1日以後に補聴器を購入される方



**補助額** 片耳、両耳問わず上限2万円

※1人1回限り

※2万円を下回った場合はその金額とします。

※補聴器本体にかかる費用が対象です。付属品、送料、文書料、診察料、修理代等は対象となりません。

※集音器は対象外です。

**申請方法** 補聴器を購入する前に、「高齢者補聴器購入補助金交付申請書」に次の書類を添えて、高年福祉課へ申請してください。

- オーディオグラム（聴力検査結果を図に表したもの）を貼付した医師の意見書
- 補聴器の購入に係る見積書の写し（金額・型番が明記されたもの）

※市から補聴器購入補助金の交付決定通知を受け取った後に、補聴器を購入してください。

**申請・問い合わせ先** 高年福祉課 (☎64・3152)



新規

## 隣地統合支援事業補助金制度を創設

空き家の解消を促進し、地域の安全・安心の確保および住環境の向上を図るため、自己所有地に隣接する土地と当該土地に存する空き家を取得（空き家の除却も含む）する方に対し、補助金を交付します。

**対象となる土地・空き家** 申請者と2親等以内の親族以外の方から取得し、次の要件を満たす土地・空き家

- 自己所有地と2メートル以上接する土地および当該土地に存する空き家（附属する建築物も含む）
- 自己所有地と取得する隣地を加えた面積が200m<sup>2</sup>以上となる土地

※市街化区域の場合、面積要件はありません。

**対象者** 次の要件を全て満たす方

- 自己所有地に存する建築物を自己の居住または事業の用に供している方
- 10年以上隣地等の所有権を保持する（補助金の交付により空き家を除却する場合または2親等以内の親族が居住することを目的に新築、増改築若しくは建築物の用途を変更するために所有権を移転する場合は除く）方で、適正な利用または管理を行おうとする方
- 不動産販売または不動産貸付等を業としていない方
- 市区町村税を滞納していない方
- たつの市暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でない方

**対象となる経費**

- ①隣地統合に要する経費 測量・境界明示費用、登記費用、不動産取得に係る仲介手数料
- ②空き家の除却工事に要する経費

**補助率・補助限度額**

①隣地統合に要する経費 **補助率** 10分の10 **限度額** 20万円

②空き家の除却工事に要する経費 **補助率** 2分の1 **限度額** 50万円

※制度内容、申請に関する詳細は、お問い合わせください。

**申請・問い合わせ先** まちづくり推進課 (☎64・3033)

